



**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認してください。**

- 横須賀市で審査をした結果、支給要件に該当しなかった場合は給付金が支給されないことに同意します。
- 住民基本台帳情報、税情報等の公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 横須賀市が支給決定をした後、確認書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ横須賀市が指定する期限までに受給者(確認者等)に連絡・確認ができない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本確認書の記載事項について虚偽であることが判明した場合など、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 書類不備等がある場合、やむを得ず支給遅延が起こることに同意します。
- 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (支給要件②に該当した場合)以下のいずれにも該当しません。
  - ・令和6年度に実施された定額減税で、本人または扶養親族として対象になっている
  - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を世帯主または世帯員として受給した
  - ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した